

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871

長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555 (直通)
TEL：026-238-1580 (苦情専用)
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp/

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間(予定)
平成29年8月29日(火)	松本合同庁舎 402 会議室	午後1時00分～4時00分
平成29年9月29日(金)	長野県自治会館 1 階会議室	午後1時30分～4時30分

2 平成30年4月以降の請求媒体について

平成30年4月より、ISDN回線及び書面による請求は廃止となり、介護給付費の請求は原則、伝送(インターネット請求)または電子媒体による請求となります。**ISDN回線及び書面による請求受付は、平成30年3月10日受付締切の2月サービス提供分の請求までで終了となりますのでご注意ください。**

また、現在、書面による請求を行っている事業所において、平成26年8月15日厚生労働省令第98号「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」の以下の一部例外規定に該当し、平成30年4月以降も引き続き書面による請求を行う場合は、同改正省令により規定された「免除届出書」を本会へ提出する必要があります。「免除届出書」の様式は本会ホームページより取得可能です。

【取得方法】長野県国保連合会のHP⇒ www.kokuho-nagano.or.jp/ トップ

▶介護事業所のみなさまへ▶様式ダウンロード▶介護事業所等▶請求省令に関する免除届

書面による請求は次の条件にあてはまる事業所に限られます。

- ・支給限度額管理が不要なサービス種類のみを行っている場合等、**一定の類型に該当する事業所等(下記参照)**であって、その旨を平成30年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの
- ・常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日においていずれも65歳以上である事業所等であって、その旨を平成30年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの
- ・次の事由に該当する旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たもの
- ① 電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合(障害が生じている間に行う請求に限る)
- ② コンピュータの販売又はリースを行う事業者との間で、設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している介護サービス事業所等であって、設置又は導入に係る作業が完了していない場合(設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う請求に限る)
- ③ 改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている場合(改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている間に行う請求に限る)
- ④ 事業の廃止又は休止に関する計画を定めている場合(事業の廃止又は休止するまでの間に行う請求に限る)
- ⑤ その他、伝送又は電子媒体による請求を行うことが特に困難な事情がある場合(当該請求に限る)
- ※ ①から⑤までの事由に該当する旨の届出を行う際には、届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。
- ※ ①、②又は⑤に該当する旨の届出を行うに当たり、届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、請求の日当該届出を行うことができることとする。この場合にあっては、届出の内容を確認できる資料は、請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

一定の類型に該当する事業所等について

「電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であって、平成30年3月31日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの。」

- イ 支給限度額管理が不要なサービス(居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用以外)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)をいう。以下同じ。) 一 種類のみを行うサービス事業所
- ロ 支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業(以下単に「支給限度額管理が必要なサービス」という。) 一 種類のみを行うサービス事業所
- ハ 支給限度額管理が不要なサービス一 種類及び支給限度額管理が必要なサービス一 種類を行うサービス事業所
- ニ 施設サービス(介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。)のみを行う50床未満の介護保険施設
- ホ 施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一 種類を行う50床未満の介護保険施設
- ヘ 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一 種類を行う50床未満の介護保険施設
- ト 施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一 種類及び支給限度額管理が必要なサービス一 種類を行う50床未満の介護保険施設

3 インターネット請求について

平成30年3月末をもって、ISDN回線による請求が廃止となります。現在、ISDN回線での請求を行っている事業所におかれましては、順次インターネット請求へ切り替えをお願いします。

なお、インターネット請求を行ううえでの請求前の準備作業・注意点をQ&Aにてお示ししますのでご確認ください。

No	質問	回答
1	事業所のPCがインターネットに繋がっていないが（ISDN回線のみ繋がる状態）、工事等を依頼し、インターネットに繋がる状態にする必要はあるか？	インターネット請求をするには、光回線等により事業所のPCがインターネットに繋がっていることが前提条件となります。
2	インターネット請求に切り替えるには、まず何をすべきか？	「介護給付費等の請求方法変更届」又は「介護給付費等の請求及び受領に関する届」を本会へ郵送で提出ください。本会で受領後、郵送にて「電子請求登録結果に関するお知らせ」を送付いたします。
3	「電子請求登録結果に関するお知らせ」が届いたが、その後どうすればいいか？	事業所から請求を行う場合は、インターネット上にある「電子請求受付システム」にて、事業所の情報を登録、事業所の証明となる電子証明書を申請、ダウンロード後、インターネット請求開始となります。なお、事業所から請求を行う場合、 伝送ソフト等のデータを送受信するソフトが必要 となりますのでご注意ください。
4	インターネット請求へ移行するにあたり、説明書等はないか？	「電子請求受付システム操作マニュアル」等は電子請求受付システムからダウンロード可能です。なお、当該システムのトップページのお知らせ一覧にはインターネット請求に向けた移行作業手順書が掲示されており、事業所の請求方法に対応した手順書が取得できますので参考としてください。
5	事業所から請求を行わず、民間の請求事務取扱業者が代わりに請求を行う予定だが、どうすればいいのか？	「電子請求登録結果に関するお知らせ」を民間の請求事務取扱業者に送付する必要があると聞いています。事業所から請求を行わない場合、「電子請求受付システム」での登録、電子証明書の申請は行わないようお願いいたします。
6	同一事業者で複数の事業所を運営しているが、電子証明書を事業所ごとに取得する必要があるのか？13,200円×事業所数になるのか？	複数事業所の請求を一カ所からまとめて請求しているのであれば、法人等の代表者を代理人として申請し登録することによって、1事業者分の電子証明書で代理請求を行うことができます。
7	元々ISDN回線で請求していたが、11月から民間の請求事務取扱業者を代理人として代理請求へ変更した（委任期間が11月開始）。10月審査分の請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表や介護給付費等支払決定額通知書が代理人から届かないのはどういふことか？	11月から委任開始であれば、請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表等の通知文書については、10月審査時点で事業所がISDN回線のため、従来の請求の送付先（ISDN回線）へ通知が送付されています。事業所が直接ISDN回線で受信してください。なお、信濃の介護保険等の連絡文書は、11月に送付しているのであれば代理人側へ送付されますのでご注意ください。

平成29年7月請求分の支払日は8月30日（水）、8月サービス分の請求受付期限は9月10日（日）です。